

# 見解書

—東京都目黒清掃工場建設事業—

昭和59年8月

東京都

## 1. 総括

### 1. 1 事業者の氏名及び住所

東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

### 1. 2 対象事業の名称

東京都目黒清掃工場建設事業

〔廃棄物処理施設の設置〕

### 1. 3 対象事業の内容の概要

ごみ焼却 施設の新設	面積	約30,160m <sup>2</sup> (都市計画決定対象区域約 29,700m <sup>2</sup> 、歩道整備部分約460m <sup>2</sup> )
	工事着工年月	昭和60年7月予定
	試運転開始年月	昭和64年4月予定
	稼働開始年月	昭和64年10月予定
	処理能力	600トン/日 (焼却炉200トン/日×3基)
	建物等	工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約30m 煙突 外筒鉄筋コンクリート造、高さ150m
	駐車場	一般車15台分、見学者用バス3台分

### 1. 4 意見及び事業者の見解の概略

評価書案について、都民からの意見書が86通と、関係区市町村長として目黒、港、新宿、品川、大田、世田谷、渋谷の各区長からの意見が提出された。また、公聴会においては公述人19名から意見が述べられた。

これらの主な意見とそれらに対する事業者の見解の要旨の概略は、次に示すとおりである。

主な意見の要旨	見解の要旨
<p>目黒区は全域公告病第1種地域に指定されており、予定地付近はくぼ地で汚染がひどく、ぜんそくで苦しんでいる住民が多い。このような環境基準をこえている地域に、さらに公告をふやすごみの焼却工場を建てるることは間違いである。</p>	<p>目黒清掃工場は、予定地付近の地形、大気汚染状況をふまえて、法規制値より厳しい自己規制値等を設定し、最新鋭の公告防止設備を導入することにより、公告の不安のない綠豊かな工場とする。また清掃車が走行する環状6号線及び補助19号線は拡幅整備するなど、環境保全に十分な配慮をして建設することとしている。</p>
<p>次の点から環境影響調査は不十分であり、やり直すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 逆転層による影響を把握するために必要な高層気象の通年概測を行っていない。</li> <li>(2) 評価書案による気象・大気質の現況調査において           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 調査地域が狭すぎる。</li> <li>② 調査期間が短かすぎる。</li> </ol> </li> <li>(3) 予定地近辺には高層建築物がふえており、拡散条件が変わっているはずである。</li> </ol>	<p>以下の理由により環境影響調査をやり直す必要はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 目黒清掃工場の煙突排出ガスについて、煙突有効高と逆転層底部の高さが一致し、拡散が最悪となる条件下最高環境濃度を予測した結果、環境基準等と比較しても十分低い値であり、その影響は少ない。</li> <li>(2) 気象調査及び大気質調査は、予定地から約5キロメートルの範囲で行っており、予測最高濃度地点（予定地から最長4.4キロメートル）を十分包括している。 また、大気質の現況調査は、大気汚染常時測定期の通年測定結果を主体に、年4回の現地調査を補強的に行っている。さらに、予定地の通年気象観測年が異常年でないことを確認している。</li> <li>(3) 煙突が150メートルと高いので、予定地近辺に高層建築物がふえても煙突の拡散条件に変化はない。</li> </ol>
<p>水銀を含むごみの分別収集の徹底が不十分であるため、清掃工場の煙突から排出される水銀の量は多くなると思われる。したがって、生活環境に影響を与えることはないという説明には納得できない。</p>	<p>東京都では、清掃工場に水銀を含む乾電池等が持ち込まれないように、現行の分別収集の徹底を図ることとしている。</p> <p>都の既存清掃工場の排出ガス中における水銀濃度の測定データ（昭和59年4月）をもとに、目黒清掃工場による生活環境への影響を予測した結果、着地濃度は0.0003 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>となり、世界保健機関のガイドライン15 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>と比較しても約5万分の1と極めて小さく、問題となる</p>

主な意見の要旨	見解の要旨
い い	<p>レベルではない。</p> <p>なお、厚生省などの見解によると、現状では乾電池等が混入したごみを焼却しても、問題となる状況にはないとしている。</p>
<p>外国の文献によると、焼却炉排出ガス中のダイオキシンによる環境影響評価にあたっては、米国環境保護庁の1日許容摂取量より厳しい評価基準を採用すべきであると書いている。</p> <p>測定すら行われていない現時点において、焼却・埋立処分というごみ処理の流れには疑問があり、目黒清掃工場の建設は見合わせるべきである。</p>	<p>厚生省の「廃棄物処理に係るダイオキシン等専門家会議」の報告書（昭和59年5月）では、清掃工場の煙突排出ガス中のダイオキシンについて、米国環境保護庁などより厳しい1日許容摂取量をもとに評価した結果、現状のレベルでは清掃工場周辺における住民の健康上の影響はないとしている。</p> <p>なお、厚生省及び学識経験者も、現行の焼却・処理残渣の埋立処分というごみ処理システムを変える必要はないとしている。</p> <p>今後、清掃工場のダイオキシン対策については、国の動向、測定・防止技術の開発状況などをふまえ、より安全な清掃工場を建設する方向で取り組んでいく。</p>
予定地周辺の土壤が、予定地内の重金属汚染土壤により影響を受けている心配があるので、予定地周辺の土壤調査を行い、その結果を公表されたい。	<p>予定地内の重金属汚染土壤が、風雨により飛散・流出し、周辺の土壤を汚染することは、次の点から考えられないでの、予定地周辺の土壤調査の必要性は認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 予定地内の大部分が建物、コンクリートの基礎跡、舗装通路、草木などに覆われていること。</li> <li>(2) 土壤中のはとんどの重金属が「公有地取得に係る重金属等による汚染土壤の処理基準」の溶出量以下であり、地下水の汚染もなかったこと。</li> <li>(3) 予定地内の平均水銀蒸気濃度も<math>0.037 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>であり、世界保健機関のガイドライン<math>15 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>と比べて十分低い値であること。</li> </ul>

主な意見の要旨	見解の要旨
現在の水銀汚染土壌の処理方法（硫化ソーダによる前処理方式、処理槽の配置、耐震性、工法・監視体制など）には、安全上疑問が多く、問題である。	<p>水銀汚染土壌を前処理して地下式鉄筋コンクリート槽内に封じ込める処理方法は、学識経験者の意見を得て定められた「公有地の取得に係る重金属等による汚染土壌の処理基準」に基づくものであり、汚染土壌を大気、地下水から遮断することができ、最も安全かつ確実なものである。</p> <p>同コンクリート槽は十分な耐震構造とし、処理工事を安全かつ確実に行うため、開放予定緑地内の水銀非汚染場所に、周辺住宅からできる限り離して設置する。</p> <p>工事にあたっては、過去の事例を参考に、安全を最優先に考慮した工法を採用することはもちろん、大気中の粉じんや水銀蒸気濃度等の測定を行い、問題が発生しないよう十分留意して施行する。</p> <p>さらに、処理工事完了後も大気、地下水の測定を行い、安全を確認する。</p>
予定地には小学校が隣接しており、清掃工場のような大規模施設の建設工事に伴い発生する騒音、振動の影響は大きく問題である。	<p>工事にあたっては、低騒音・低振動型建設機械を使用し、法令に定める建設作業に係る騒音及び振動の勧告基準以下におさえながら施工する。</p> <p>過去の清掃工場の建設においても、小学校に隣接した厳しい工事条件下において、問題なく清掃工場を完成させている。</p>
清掃車による道路の汚れと悪臭を予測・評価されたい。	ごみ収集車は、密閉構造になっているので、走行中ごみや汚水を路上に落下したり、悪臭を発散したりすることはない。また、清掃工場を出る収集車は、自動洗車装置により洗浄されるので道路を汚すことはない。したがって、ごみ収集車による道路の汚れと悪臭の予測・評価は必要ないと考える。
現況の大木と、事業の実施に伴い変わる若木との差を無視	予定地内の樹木は汚染土壌の処理などのため伐採せざるをえないが、少しでも残すよう努力する。

主な意見の要旨	見解の要旨
<p>した縁の評価は、納得できない。</p>	<p>さらに、①予定地内には現状を約50%上回る緑地を確保し、できるだけ緑化を図る。②緑地は予定地内の外周に緩衝植樹帯を配置し、縁に囲まれた工場とする。③現状を大幅に上回る本数の樹木を植栽する。（高さ3メートル以上の高木では現在の5倍以上の本数の樹木を植栽する。）④予定地内の北東部には約6,300平方メートルの開放予定緑地を設け、地元住民に開放するなど緑地の有効利用に努める。</p> <p>特に開放予定緑地は、児童の遊び場・自然観察の場及び付近住民の散策・憩いの場としても利用できるので、目黒区と協議し、できる限り地元の要望に添うよう努める。これにより、現状の隣などで隔離された縁とは異なり、開放的な新たな縁の空間が創造されることになる。</p> <p>これらの対策により、予定地内の縁の量は、工事中及び工事直後を除き現状より増加するので影響は軽微である。</p>
<p>小学校や低層住宅が建ちなるべく地域に、工場棟の巨大なコンクリート壁と150メートルの高煙突がそびえることは、周辺地域の景観を損い容認できない。環境保全対策で解決できるとは考えられない。</p>	<p>清掃工場の完成により、現状とは異なる景観に変化するが、①工場棟及び煙突は清潔で柔らかな感じを与えるデザイン（色彩、形態）とする。②現状を約50%上回る緑地を確保し、予定地内の外周には緩衝植樹帯を配置するなど景観には十分配慮し、周辺環境との融和を図る。</p> <p>なお、工場棟は、周囲を連続して取りまく縁越しに、距離をおいて眺められるので、その量感は緩和されると考える。</p>
<p>都の清掃工場の焼却能力は、杉並清掃工場を除いて昭和57年度で年間289万4千トンであり同年度の可燃ごみ排出量246万7千トンに対し約15パーセントの余裕があるので、すでに十二</p>	<p>昭和57年度の可燃ごみの排出量の実績は重量トンで293万5千トン、同年度の年間焼却能力は杉並清掃工場を含めても265万8千トンであり、焼却能力はなお不足している。</p> <p>意見で述べている可燃ごみの排出量、工場の焼却能力は実績との間に大きな差があるが、これは次の理由によ</p>

主な意見の要旨	見解の要旨
分の可燃ごみ焼却能力がある。	<p>るもので、都の清掃事業の現状を正確に把握していない。</p> <p>(1) 近年ごみの発熱量が急速に上昇してきているため、清掃工場の焼却能力が低下している現実を考慮していない。</p> <p>(2) 意見では可燃ごみの排出量を推計しているが、推計に当っては実態に合わない基礎数字を使用している。また、清掃事業の実際の運営面では、①日々量が変動するごみを即日処理しなければならない。②工場の焼却能力も、オーバーホールや不時の故障等により、しばしば大幅に上下する。③清掃工場が偏在しているうえ、ふくそうする交通状況のなかで運搬作業を行わなければならないといったような状況にある。</p> <p>したがって、意見のように単純に年間合計のごみ量と焼却能力を比較しただけでは適切な運営は期しがたく、現実的ではない。</p>
自区内処理の原則は不合理であり、一区一工場にこだわるのはおかしい。すでに自区内処理の原則はくずれている。	ごみの自区内処理の考え方には、迷惑の公平負担とともに、ごみ処理作業の円滑化と効率化を図ろうとするものである。この考え方には、今後ともごみ処理の基本理念として維持していく考えである。
予定地は、目黒区民の多くの方々の運動の中で決められた事実がある。清掃工場は住みよい街づくりのために必要であり、この機会を逃して目黒清掃工場を建設しないと百年の悔いを残すことになる。	<p>予定地は、筑波研究学園都市移転跡地であり、筑波移転跡地の利用計画を定める過程において、目黒区は、同区議会及び筑波研究学園都市移転跡地確保目黒区民連盟とも協議のうえ、予定地を清掃工場用地とすることを了承したという経緯がある。</p> <p>清掃工場は、ごみによる公害を防止し、生活環境を保全するうえで不可欠の都市施設であり、目黒清掃工場は、地域におけるごみ処理の円滑化と効率化を図るためにも、是非とも建設しなければならないと考えている。</p>

主な意見の要旨	見解の要旨
<p>環状6号線、補助19号線等は今でも渋滞している。清掃車が集中し交通量がふえると、道路の一部拡幅、信号調整等を行っても渋滞が解消するとは考えられない。</p> <p>そして、一般車がこれをさけて田道小学校側の裏通りに迂回するのではないか。</p>	<p>清掃車走行による混雑をできるだけ少くするため、評議書案では環状6号線及び補助19号線の拡幅整備を行うこととしていたが、さらに次の対策を行い大幅に混雑が増すことのないようにする。      ①補助19号線は2車線から3車線（環状6号線から清掃工場入口まで、恵比寿方向を2車線）とし、清掃車の運行経路を一部改善する。すなわち、環状6号線において品川方面からの清掃車を、中目黒交差点でUターンさせることとしていたのを、中目黒四丁目交差点において補助19号線へ右折させる。      ②12~13時の間に清掃車は清掃工場に出入しないことにしていたのを、出入させることとする。以上により、中目黒四丁目交差点において補助19号線より環状6号線に入する場合の清掃車を含む予測交通量は、交通容量以下におさまることになり、裏通りへ迂回車が大幅にふえることはないと考える。</p> <p>なお、予測は600トン／日焼却で行っており、通常は400トン／日焼却となるので影響はさらに少なくなる。</p>
<p>目黒清掃工場の建設に関連して、「田道子供広場」を地元還元施設用地として使用することは、子供達を犠牲にすることであり反対である。</p>	<p>現在の「田道子供広場」は、目黒清掃工場の地元還元施設用地として都が購入したものであり、同工場が建設されるまでの間、目黒区に無償で貸与し、同区が一時的に子供広場として開放しているものである。</p> <p>還元施設の内容は、目黒区と協議し、できる限り地元の要望に添うよう努力する。</p>

## 2. 対象事業の目的及び内容

### 2. 1 事業の目的

東京都は、昭和57年12月発表した東京都長期計画の中で、図に示すとおり、現在区部において年間約400万トン発生しているごみが、今後も緩やかな増加傾向で推移していくものと予測している。

可燃ごみは、処理施設の不足から全量焼却がいまだ達成されておらず、不燃・焼却不適ごみは、そのまま埋立処分しているのが現状である。

しかし、区部のごみの最終処分場である中央防波堤外側と羽田沖は、おおむね昭和65年度で埋立の限界に達する見込みであり、さらに新規の最終処分場を確保することは極めて困難になっている。

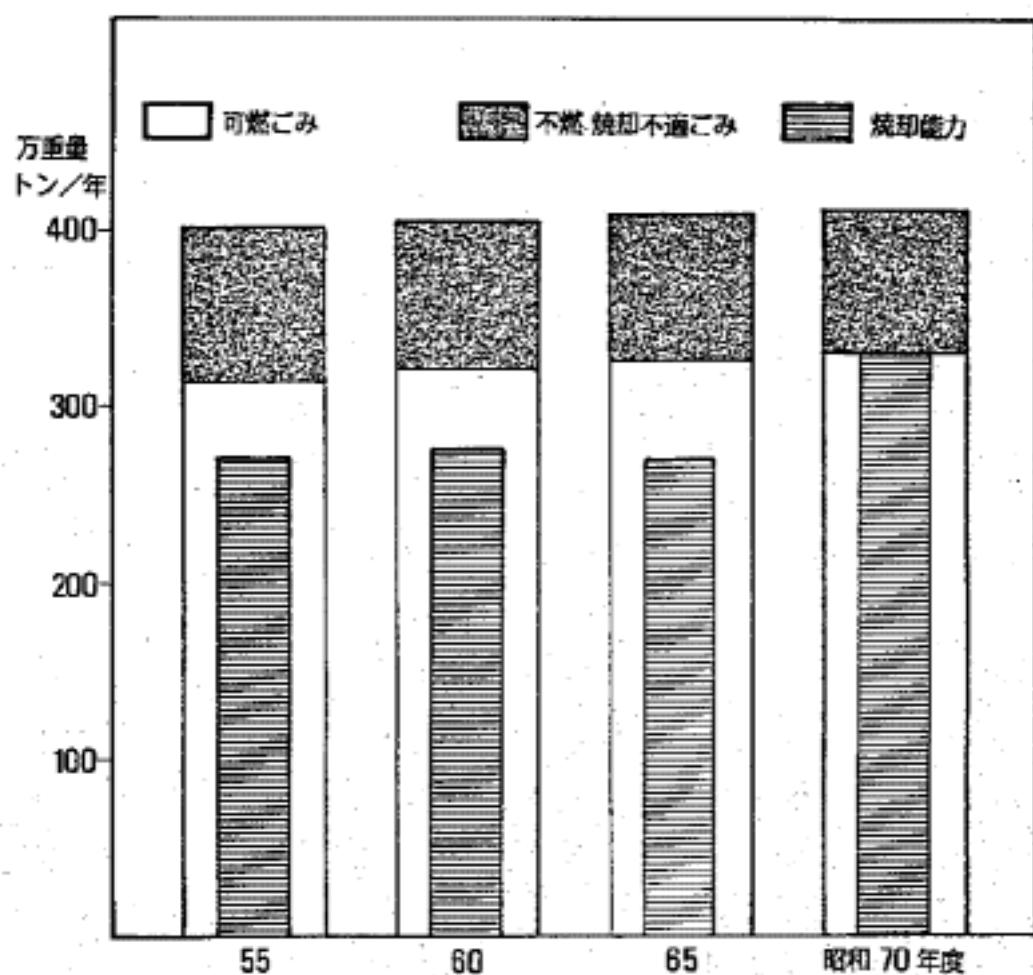
このため都は、限りある埋立空間をできる限り長期間有効に活用するため、ごみの減量化や資源の有効利用を図るとともに、可燃ごみの全量焼却を実現し、不燃・焼却不適ごみの中間処理を推進するなどの事業を計画している。

この事業計画の一施策として、ごみ処理施設の整備・拡充があり、区部の可燃ごみの全量焼却を昭和70年までに達成するため、清掃工場の新設、建て替えの推進を図ることとしている。

以上の施策の一環として、目黒清掃工場（以下、清掃工場という）建設計画があり、目黒区に清掃工場を建設し、主として同区内から発生する可燃ごみを焼却処分することとしている。

なお、清掃工場の建設に伴い、都市計画道路環状第6号線（以下、環状6号線といふ）から工場への搬出入路となる都市計画道路補助第19号線（以下、補助19号線といふ）は、拡幅整備することにより交通処理の円滑化を図ることとしている。

## ごみ量と焼却能力



- (注) 1. 資料：「東京都長期計画」（昭和57年12月、東京都）の区部分。  
 2. 昭和70年までに、区部の可燃ごみの全量焼却を達成すること目標に、清掃工場の新設および建て替えを推進する。  
 (59～68年度)  
 新設： 3工場（大田、目黒、他）  
 建替： 5工場（北、千歳、江戸川、他）

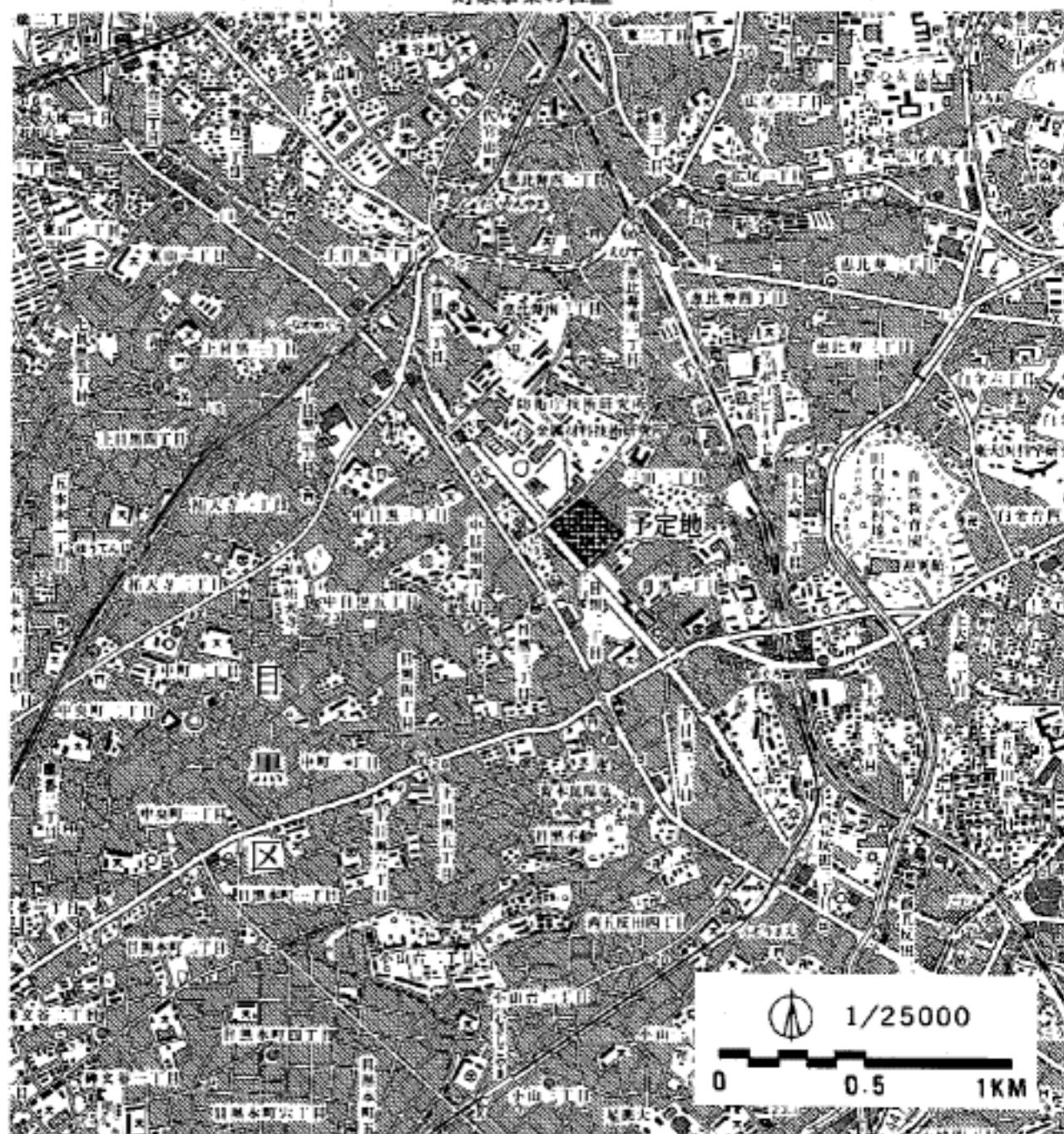
## 2. 2 事業の内容

### 2. 2. 1 位置及び区域

対象事業の予定地は、図に示すとおり、東京都目黒区三田二丁目に位置し、補助19号線を挟んだ科学技術庁金属材料技術研究所の南東部に隣接する区域で、通産省工業技術院東京工業試験所目黒分室の移転跡地である。予定地の地番は次のとおりである。

東京都目黒区三田二丁目30番地-1、30番地-2

対象事業の位置



対象事業の区域



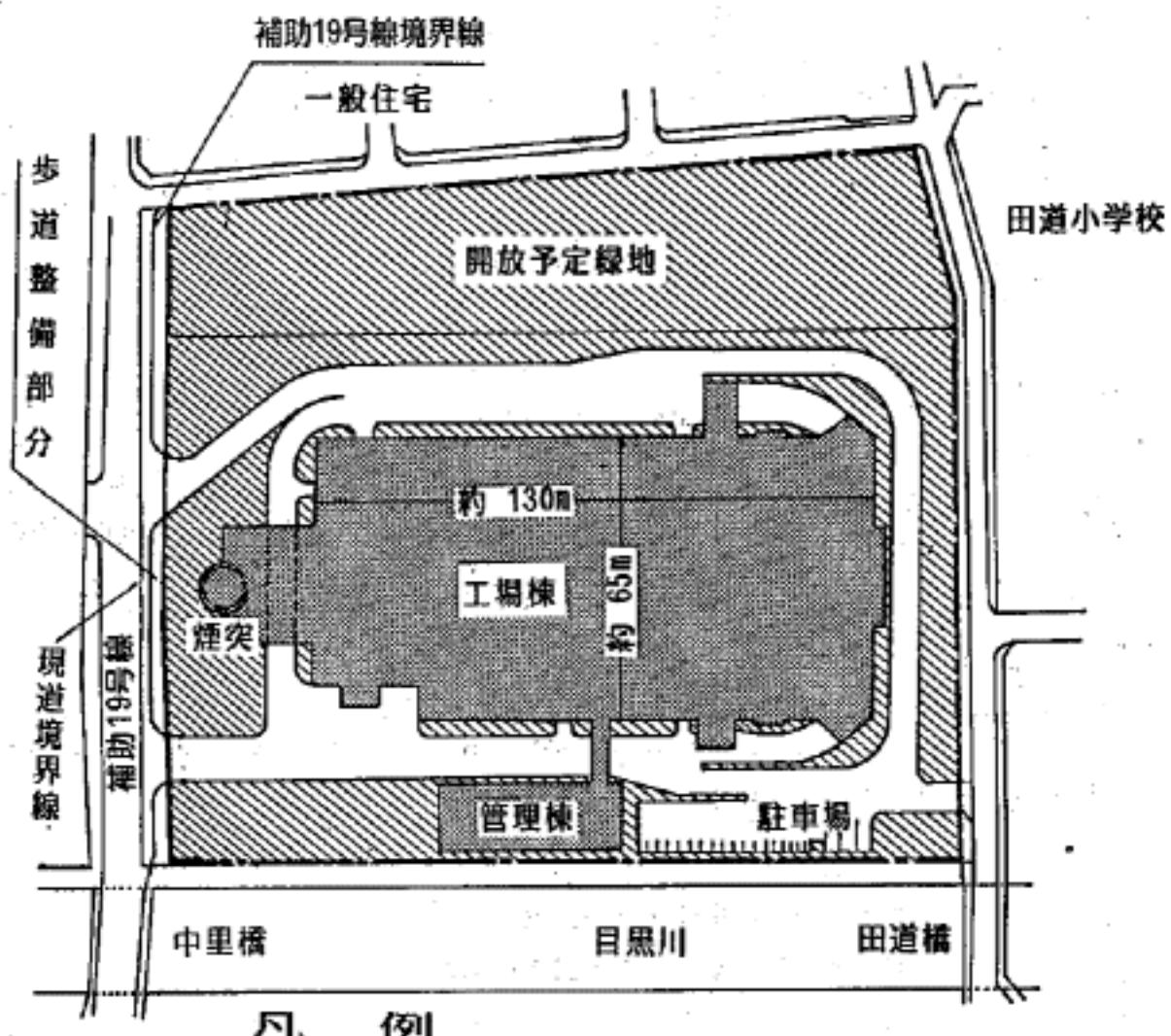
## 2. 2. 2 計画内容

### (1) 施設計画

施設計画の概要は次の表及び図のとおりである。

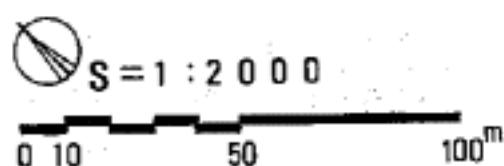
都市 計 画 決 定 対 象 区 域 (予 定 地)	施 設		面 積	面積比率	計 画 の 概 要
	建築物		工場棟(1棟)	約 8,500m <sup>2</sup>	約29% 構造形式: 鉄骨鉄筋コンクリート造 高さ: 約30m(一部約37m)
			管理棟(1棟)	約 700m <sup>2</sup>	約 2% 高さ: 約10m
	工作物		煙突	—	構造形式: 外筒鉄筋コンクリート造 高さ: 150m、頂部口徑約10m
	その他		構内道路	約 9,800m <sup>2</sup>	約33% 標準幅員: 7m 最小半径: 30m 最急勾配: 10% 制限速度: 20km/時
			駐車場	—	一般車: 15台分 規模 見学者用バス: 3台分
	緑地		外周緑地	約 4,400m <sup>2</sup>	約15% 外周緑地部分及び開放予定緑地部分にはできる限り樹木を植栽し、開放予定緑地部分については住民に開放する予定である。
			開放予定緑地	約 6,300m <sup>2</sup>	約21%
	計		約29,700m <sup>2</sup>	100%	—
	歩道整備部分		約 460m <sup>2</sup>	—	補助19号線の工場側に付加する歩道部分である。
合 计		—	約30,160m <sup>2</sup>	—	—

## 清掃工場施設配置計画



### 凡 例

- 緑地部分
- 建築物及び工作物
- 予定地境界線 —





## 2. 2. 3 施工計画

本事業に伴う建設工事の各工種は次のとおりである。

既設構造物解体工事、敷地造成工事、杭工事、土留壁工事、掘削工事、基礎・地下構造物工事、煙突工事、上屋建築・焼却炉設備工事（工場本体工事）、外構工事等

騒音及び振動が発生し易い工事については、最新の技術を用いた低騒音・低振動の工事用機械を使用して、建設作業に係る騒音及び振動の勧告基準を遵守する。

また、工事用車両の搬出入については環状6号線から補助19号線を利用し、夜間及び休日の工事は、騒音・振動を発生するおそれの少ない作業、及びやむを得ない作業を除き極力避けるものとする。

建設工程は次表のとおりであり、主な工事の期間は次のとおりである。

・既設構造物解体・敷地造成工事 約12か月

・工場本体工事 約42か月

工 程 事 業	昭和59年度		60	61	62	63	64	
	7	10	1	7	10	1	7	10
付帯工事			解体・敷地造成 			外構工事 		
本体工事			実施設計 	プラント及び建築工事 	試運転 積荷 			

## 2. 2. 4 環境保全及び公害防止

公害を防止し地域の環境保全に努めるため、次のような対策を講ずる。

①大気汚染防止対策：高性能な電気集じん器や洗煙装置を設置するなどの対策により、法令の規制基準値より大幅に厳しい自己規制値を遵守する。

②水質汚濁防止対策：適切な処理を行い、法令の規制基準値以下とし、公共下水道へ放流する。特に、重金属類は除去装置を設置し、規制基準値の1/2以下を自主目標値とする。

③悪臭防止対策：工場棟を密閉化し、ごみバシカ内の悪臭空気は強制的に焼却炉へ送り、熱分解・脱臭する。ごみ収集車については、密閉式で汚水が落下しない構造のものとし、さらに自動洗車装置を設置し洗車する。

④騒音・振動防止対策：工場設備は堅固な構造の工場棟内に設置し、必要な機器には防音・防振対策を行う。

⑤緑化対策：現状を上回る緑化を図るとともに、樹木による緩衝機能を確保するため、予定地内の外周に植樹帯を配置する。また、予定地内の北東部にはまとまった広さをもつ約6,300m<sup>2</sup>の開放予定緑地を配置し、住民に開放する。

⑥景観対策：建物・煙突などは、形態、色彩に留意し、清潔感とできるだけソフトな感じを与える意匠とする。また、緑化対策と合わせ、周辺環境との融和をめざした新たな景観の創造を図る。